

土壤汚染対策法第3条第7項に基づく 土地の形質の変更届出書作成の手引き

令和7年4月

横浜市みどり環境局水・土壤環境課

1 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は平成 15 年2月 15 日に施行され、平成 22 年4月1日に改正された法が施行されました。その後、法改正され、平成 31年4月1日に施行されました。この法律は、土壤汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するための対策を実施し、国民の健康を保護することを目的としています。

この法律によって、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合(第3条)や土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更が行われる場合(第3条第7項、第4条)、工場跡地などで土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合(第5条)には、土地の所有者等(※)が土壤汚染状況調査を行うことになります。

この調査で土壤に含まれている有害物質の量(含有量)や土壤から有害物質が溶け出す量(溶出量)が基準を超えていることがわかった場合には、横浜市がその土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定し、台帳を作成して、その情報を公開します。

※「土地の所有者等」とは、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者。土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権限を有するものが、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

2 届出の対象となる行為

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について、900m²以上の土地の形質の変更を行う場合は届出対象となります。(なお、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の多くは市条例に規定する特定有害物質使用等事業所に該当します。形質変更面積が900m²に満たない場合であっても、敷地外への土壤搬出を伴う場合は、事前に形質変更の届出が必要です。詳しくは、お問合せください。)

合計する面積の考え方は、土地の形質の変更が一連の行為であるか否かで判断してください。具体的には、同一の事業の計画や目的、時間的近接性、実施主体等を総合的に判断することになります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

① 盛土しか行わない場合

(注)一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。

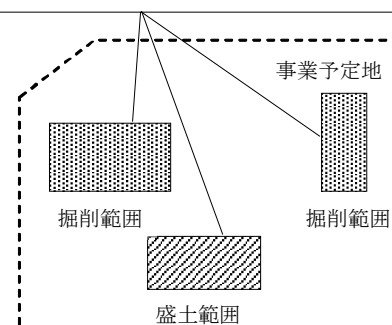
② 形質変更の深さが最大 50cm 未満であって、区域外への土壤の搬出を行わず、土壤の飛散又は流出を伴わない行為

③ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

なお、計画を変更し、新たに掘削範囲等が追加される場合は、届出書の再提出が必要です。

事業内容が確定していない場合は、掘削範囲等を広めに届出を行うことをおすすめします。

一体としてみなされる形質変更について、その面積の合計が 900 m²以上となる場合、届出が必要となります。



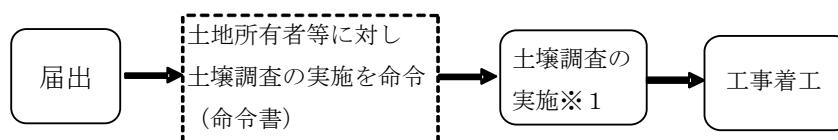
3 届出を行う者及び届出の期限

届出者は、「土地の所有者等」です。届出者が法第4条又は条令第 65 条に基づく土地の形質の変更届出と異なります。土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等と異なる場合は事前に当事者間で調整をお願いします。

届出書の提出は、**土地の形質の変更に着手する前にあらかじめ**行う必要があります。目安として着手する日の 30 日前までの提出をお願いします。「着手する日」とは、実際に現場で形質の変更を行う日のことをいいます。必ず調査命令が出ますので、計画に余裕をもって相談・届出をお願いします。

4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。当該土地は、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地（法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の義務の猶予を受けている土地）ではありますが、有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であることから、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。



※1 届出に係る形質変更は、土壤調査に係る一連の手続きが完了した後に行ってください。なお、調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じて形質変更制限が発生します。

5 届出に必要な書類

届出書は、次の書類を1部提出してください。（届出書を2部お持ちいただければ、窓口において形式確認のうえ受付印を押し届出者へ1部返却します。）

☐ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）

※様式は本市ウェブページからダウンロードできます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html>)

☐ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- ・ 形質変更をしようとする場所の位置図・案内図（公図の写しを参考に土地の地番を明記する）
- ・ 形質変更範囲の面積の計算根拠及び掘削範囲、盛土範囲を示した平面図
- ・ 形質変更の深さを示した立面図及び断面図

☐ 土地の所有者等を説明する書類

- ・ 土地の所有者等を確認できる書類（登記事項証明書など（最新のもの、コピー可））

6 命令書の交付方法について

「土壌汚染対策法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書」は書面以外に電子データ(電子署名付与)で交付することも可能です。

その場合は、①命令書の電子交付を希望する旨、②交付先メールアドレスを届出書に記載してください。(記載例参照)

※当該電子署名は地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責証明書を使用しています。署名の検証は地方公共団体情報システム機構の「公的個人認証サービス」またはスカイコム社の「SkyPDF検証サービス」をご利用ください。

現時点において、当該職責証明書は Adobe 社の AATL(Adobe Approved Trust List)に登録されていないため、Adobe Acrobat では「少なくとも1つの署名に問題があります。」と表示されますが、署名は有効です。

なお、電子署名は有効期間が5年間となります。

7 その他

形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水(湧水・雨水・工事用排水等)について公共下水道を一時的に使用する場合は、事前に公共下水道一時使用許可申請書を提出し、土木事務所長の許可を受ける必要があります。(横浜市下水道条例第 17 条第 3 項)

なお、形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水が次の届出要件に該当する場合は、担当部署へお問合せください。

排出先	下水道	公共用水域(河川・海域)
届出要件	・50m ³ /日以上排出する場合 ・水質基準に適合しない工事排水を排出する場合	・10m ³ /日以上排出する場合
水質基準	・pH:5を超え9未満 ・その他の項目:下記を参照 <u>横浜市下水道条例第6条</u> https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000837.html#e000000351	・pH:5.8 以上 8.6 以下 ・その他の項目:下記を参照 <u>規制基準(排水) 横浜市</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jyoureimizu/kiseikijyun.html
担当部署	下水道河川局水質課工場排水担当 (電話:045-671-2835) <u>工事排水(公共下水道への排水)</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todokede/gesui_koujishaisui.html	みどり環境局水・土壌環境課水質担当 (電話:045-671-2489) <u>工事排水(河川・海域への排水)</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jyoureimizu/koujishaisui.html

別表 対象物質と基準

令和3年4月1日改正

特定有害物質(法第2条)		指定基準(法第6条第1項第1号)		地下水基準 (施行規則 別表第一) (単位:mg/L)
		土壌溶出量基準 (単位:mg/L)	土壌含有量基準 (単位:mg/kg)	
揮発性有機化合物・第1種	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下
重金属等・第2種	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.003以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005以下、 かつアルキル水銀は 検出されないこと	15以下	0.0005以下、 かつアルキル水銀は 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下	0.8以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	1以下
	シマジン	0.003以下	—	0.003以下
農薬等・第3種	チウラム	0.006以下	—	0.006以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン、及びEPN)	検出されないこと	—	検出されないこと

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壌汚染対策法施行規則（抜粋）

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

第二十一条の二 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十一条の四 法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更
- 二 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であつて、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

《記載例》

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	
〇〇年〇〇月 〇〇日	
横浜市長 殿	
届出者 〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇 氏名又は名称及び 人にあつては、その	
第3条第7項 第4条第1項	
土壌汚染対策法第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更をする場合	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	横浜市〇〇区〇〇五丁目2524番 外2筆(地番)
土地の形質の土地の形質の変更の場所	別紙1のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3456平方メートル 最大掘削深度5メートル
土地の形質の変更の着手予定日	平成〇〇年〇月〇日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 株式会社〇〇〇〇 横浜事業所 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 横浜市〇〇区〇〇五丁目2524番 外3筆(地番)
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 有害物質使用特定施設の種類の種類 有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類

地番(※登記簿謄本に記載されている土地の所在地)が多数あり、記載しきれない場合は、「代表的な地番ほか」と記載し、他の地番を別紙に列記してください

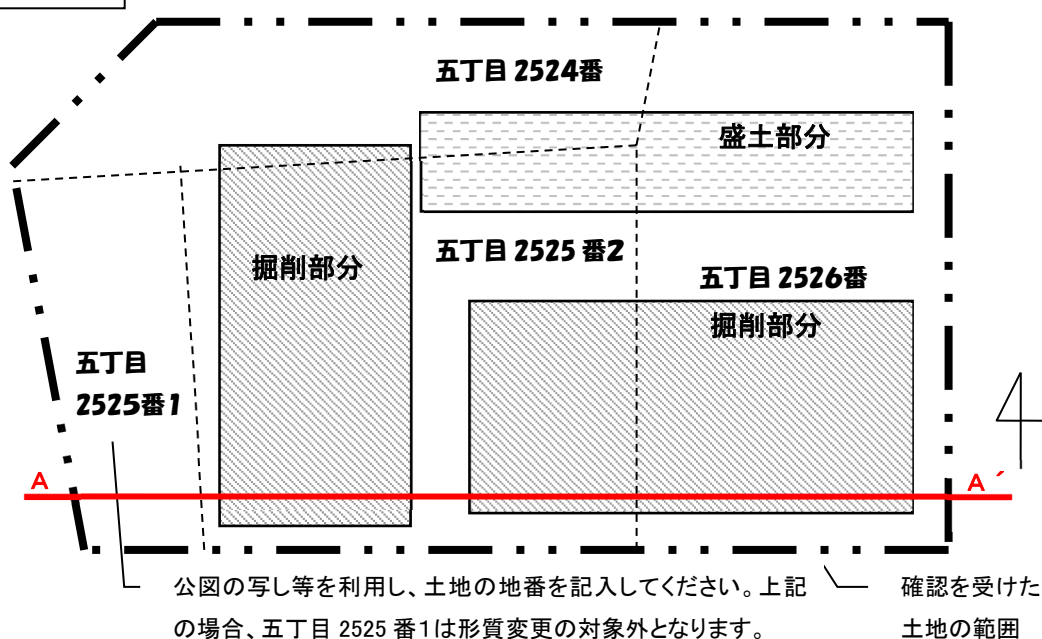
・敷地がわかる平面図に掘削部分と盛土部分を色分けして作成してください。
・掘削の深度がわかる立面図及び断面図を作成してください。
・面積の根拠を鑑または平面図に記載してください。(例:CAD、登記簿、求積図 等)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

命令書の電子交付を希望される場合は

- ・命令書の電子交付を希望する旨
- ・交付先メールアドレス を欄外に記載してください。

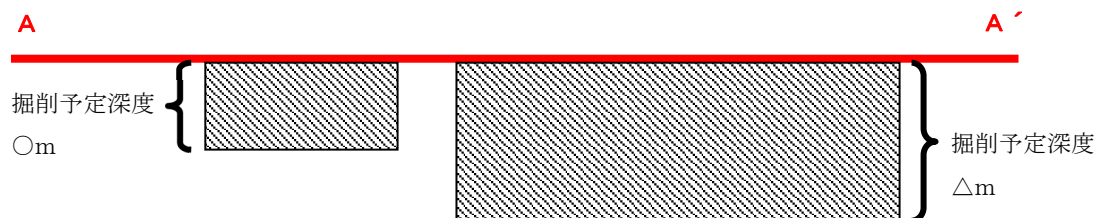
平面図



掘削・盛土範囲が未定の場合は、敷地全体を掘削する予定として届出をすることもできます。工事の予定変更により、届出を行わなかった土地(上記の白い部分)で形質の変更を行おうとする場合や盛土部分で掘削を行おうとする場合は、届出書の再提出が必要となります。

※添付された図面は、文書開示請求の対象になります。建物の名称などが、第三者に開示されると支障がある場合は、建物名等を記載しないようにしてください。

立面図及び断面図





※ 市販の地図等を利用する場合は、著作権者の承認が必要な場合があります

問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10(横浜市庁舎 27F)

TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809

E-mail: mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

※相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。